

平成二十五年第二回定例県議会 提案理由説明要旨（六月二十五日追加提案）

ただ今上程されました追加議案について説明申し上げます。

第八十四号議案 職員の給与の特例減額に関する条例の制定については、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、職級区分に応じ九・七二%から三・七二%、給料を減額するとともに、管理職手当を十%減額するものであります。

今回、国から地方公務員の給与減額を前提とした地方交付税等の削減があり、当初予算で財政調整用基金を取り崩して対応したところですが、給与関係財源の削減には、やはり、給与の減額で対応して、持続可能な財政基盤を確保しなければならないと考え、やむを得ず臨時・特例的な措置として行うものであります。

知事就任以来、国や他県に先駆けて、行財政改革を進めてまいりました。特に、職員にとりましては、二年九カ月間にわたる給料の減額や千人を超える定数削減と大変厳しいものがありました。行財政基盤の確立に向けて一丸となって取り組んでまいりました。それだけに、この度の減額については、思い悩んだところもありましたが、職員団体と誠意を持って話し合い、理解と協力を求め、最終的に合意に至りました。今回の減額は、大きな痛みを伴うものと思いますが、そういった中であっても、職員には、県民サービスの向上に向けて、熱心に職務に取り組んでもらっています。皆さん方には、そのことについて、ご理解を賜りたいと思います。

国が、これまでの行革努力を適切に評価することなく、また、地方交付税や義務教育費国庫負担金を手段に用い、給与の減額を要請したことは、大変遺憾であります。二度とこのようなことがないように、今後も全国知事会などあらゆる場面において、強く要請してまいります。

また、今回の措置は、地方公務員給与の減額を前提とした地方交付税等の削減に端を発したものであり、民間企業等において、県に準じた賃金の引下げなどが行われることのないようお願いするものです。

第八十五号議案 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部改正については、一般職の職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、知事及び副知事について現行から二十%の減額、教育長、企業局長及び病院局長について十五%、その他の特別職等について十%などの減額を行うものであります。

以上をもちまして、提出しました各議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。